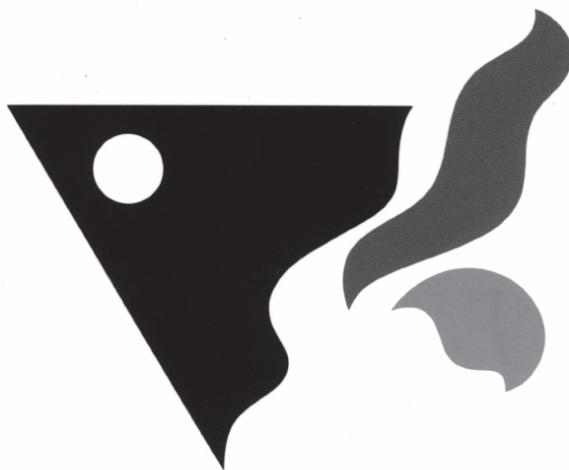


食品衛生検査所事業概要

令和5年度



YOKOHAMA MARKET

横浜市場

横浜市中央卸売市場

本場食品衛生検査所

目 次

第1 総説

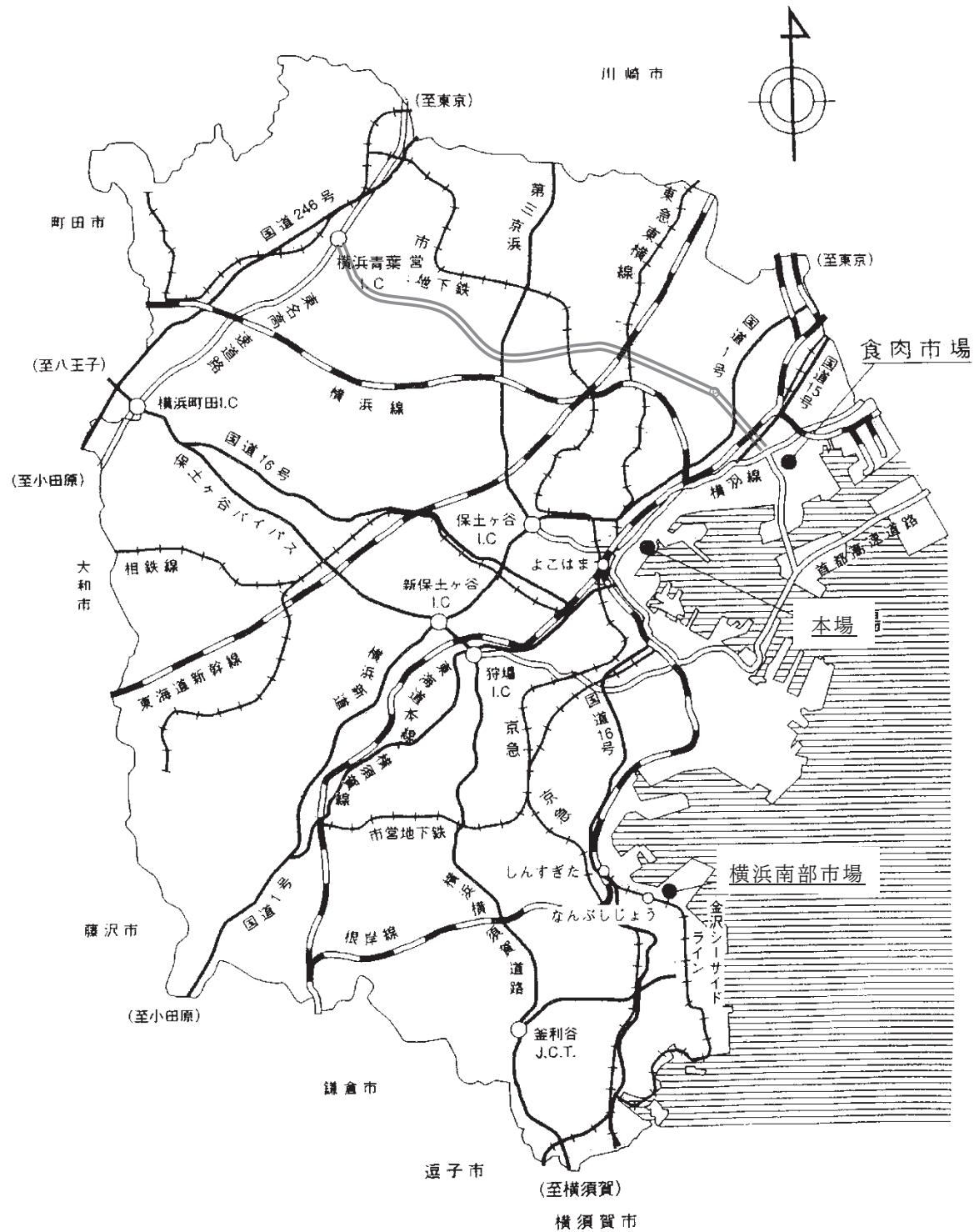
1 沿革	1
2 市場の概要	2
(1) 面積.....	2
(2) 取扱量の推移.....	2
(3) 場内業者の内訳	3
3 市場及び検査所平面図	4
(1) 中央卸売市場本場	4
(2) 横浜南部市場	5
4 横浜市における市場食品衛生検査所の位置づけ	6
5 検査所職員内訳	6
6 検査所の業務について	7
7 主要試験検査機器一覧	8

第2 業務実績

1 業務実績	11
2 令和5年度主要業務一覧	14
3 令和5年度監視業務実績	15
4 令和5年度食品別検査状況	16
5 令和5年度食品分類別・項目別検査状況	17
(1) 理化学検査実施項目数	17

(2) 細菌検査実施項目数	18
(3) 寄生虫(アニサキス)	19
(4) 食品中の放射性物質	20
ア 水産物(市場買取分)	20
イ 農産物(市場買取分)	23
ウ 量販店・インターネット等流通販売品 (横浜市食品専門監視班依頼検査分)	24
(5) 残留農薬	25
ア 国産品(市場流通分)	25
イ 輸入品(市場流通分)	26
(6) 動物用医薬品(抗生素質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等)	28
(7) 水銀	29
(8) PCB	30
(9) 貝毒	31
(10) ふぐ毒	31
6 違反食品等	32
7 相談対応(主な事例)	32
8 衛生教育	32
9 その他の業務	33
～食品衛生関係年表～	34

横浜市中央卸売市場等位置図

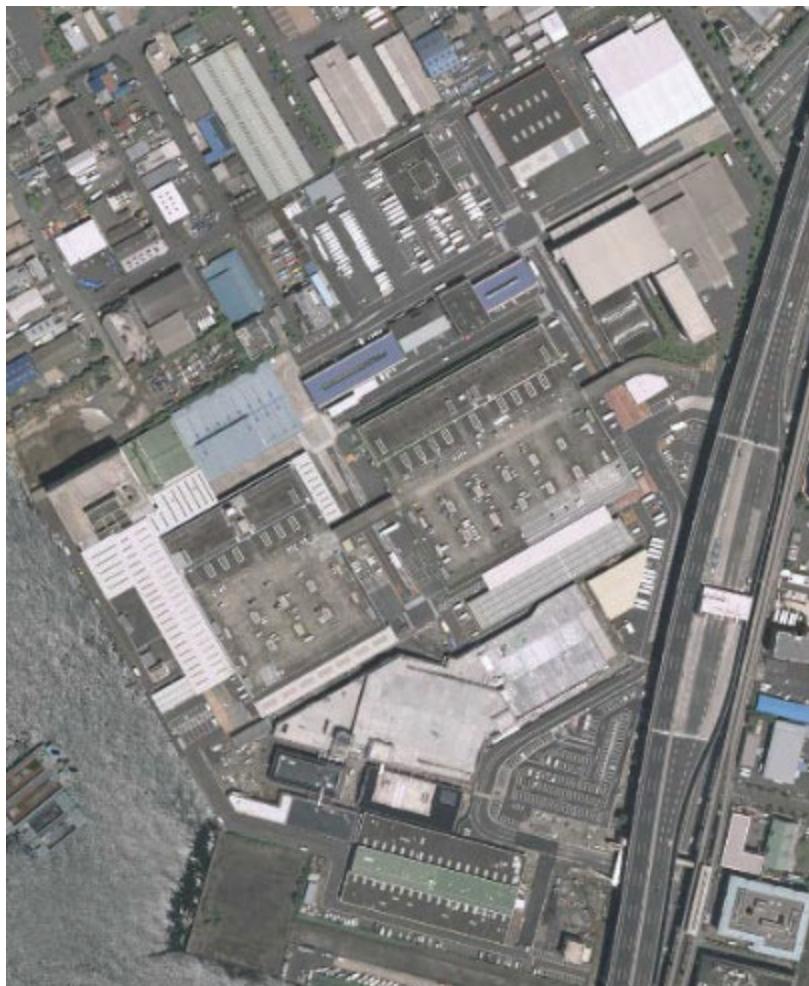


第1 総説



本場全景

国土地理院の空中写真
令和元年6月16日現在



横浜南部市場全景

国土地理院の空中写真
令和元年6月16日現在

1 沿革

昭和6年	中央卸売市場本場開場(市人口65万人、対象100万人)
昭和22年2月	神奈川県が横浜市内に中央卸売市場監視室を設置、食品衛生監視員2名が駐在
昭和25年4月	横浜市に食品衛生事務が委譲される
昭和25年5月	神奈川保健所分室食品衛生検査室発足、同保健所から食品衛生監視員4名を派遣駐在
昭和45年9月	衛生局公衆衛生課所轄の食品衛生検査所となる(8名配置)
昭和48年	10名配置となる
昭和48年10月	中央卸売市場南部市場食品衛生検査所設置
昭和48年11月	中央卸売市場南部市場開場、同時に南部市場食品衛生検査所業務開始(6名配置)
昭和49年	南部市場食品衛生検査所10名配置となる
昭和53年4月	14年計画の「本場再整備事業」開始
昭和60年1月	同計画の一部が終了、本場食品衛生検査所新庁舎完成
昭和61年6月	中央卸売市場本場食品衛生検査所が衛生局保健部所属となる 同所長が行政権限の大幅な委任を受けるとともに、南部市場食品衛生検査所を統轄
平成2年6月	機構改革にともない衛生局保健部が分割され、生活衛生部が設置される 生活衛生部所属となる
平成5年7月	本場食品衛生検査所に食品監視機動班(3名)が設置される
平成6年7月	機構改革にともない、南部市場食品衛生検査所が課制となり、生活衛生部所属となる
平成11年4月	機構改革にともない、本場食品衛生検査所内の機動班が廃止され、新たに食品専門監視班として食品衛生課に設置される
平成18年4月	機構改革にともない、健康福祉局健康安全部所属となる
平成19年4月	機構改革にともない、健康福祉局健康安全部が市保健所を兼ねる
平成27年3月	中央卸売市場南部市場の中央卸売市場としての廃止とともに、南部市場食品衛生検査所を閉所。本場食品衛生検査所と統合(12名配置)
令和元年9月	南部市場「賑わいエリア」がリニューアルオープン
令和2年3月	南部市場「賑わいエリア」の金沢福祉保健センター移管に伴い、10名配置となる
令和5年4月	機構改革にともない、医療局健康安全部所属となる

2 市場の概要

(1) 面積

本場	面積
延べ床面積	143,670平方メートル
主な施設	青果棟 59,736平方メートル
	水産棟 50,946平方メートル
	関連棟 6,992平方メートル
	第1冷蔵庫棟 5,780平方メートル
	第2冷蔵庫棟 3,602平方メートル

令和6年3月31日現在

(2) 取扱量の推移

取扱部門	単位(トン)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青果	356,478	340,455	336,212	316,853	306,625
水産	48,249	46,887	47,132	43,614	43,744

令和6年3月31日現在

南部市場は平成27年4月以降、卸売業者・仲卸業者・売買参加者が本場で取引した物品の受け渡しを行い、本場を補完する加工・配送、流通の場として活用されています。(P.5)

(3) 場内業者の内訳

本場市場内卸業者		卸売業者数	仲卸業者数
水産物部		2	56
青果部		1	28
合計		3	84

令和6年3月31日現在

食品衛生法による分類

営業の種類		本場件数	南部市場件数
食品衛生法改正前 （注釈1）	飲食店（自動車による営業）	1	0
	飲食店（自動販売機による営業）	0	2
	飲食店（その他）	16	5
	喫茶店（自動販売機）	8	1
	喫茶店（その他）	1	0
	菓子製造業	1	0
	食肉処理業	1	1
	食肉販売業	1	0
	魚介類販売業	52	9
	魚介類せり賣業	2	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	3	0
	冰雪製造業	1	0
	そ う ざ い 製 造 業	3	0
	魚介類加工業	6	2
改正後 （注釈1）	飲食店 営業	13	1
	魚介類販売業	30	16
	食肉販売業	1	2
	そ う ざ い 製 造 業	2	1
	菓子製造業	0	1
	水産製品製造業	7	6
	食品の小分け業	6	3
営業届出業種	調理の機能を有する自動販売機	0	2
	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	10	5
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	13	4
	乳類販売業	7	4
	冰雪販売業	1	1
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	3	0
	弁当販売業	1	0
	野菜果物販売業	40	12
	米穀類販売業	1	0
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	1	0
	その他の食料・飲料販売業	9	2
	農産保存食料品製造・加工業	1	0
	その他の食料品製造・加工業	9	5
	行商	5	4
	その他	3	6
	合計	259	95

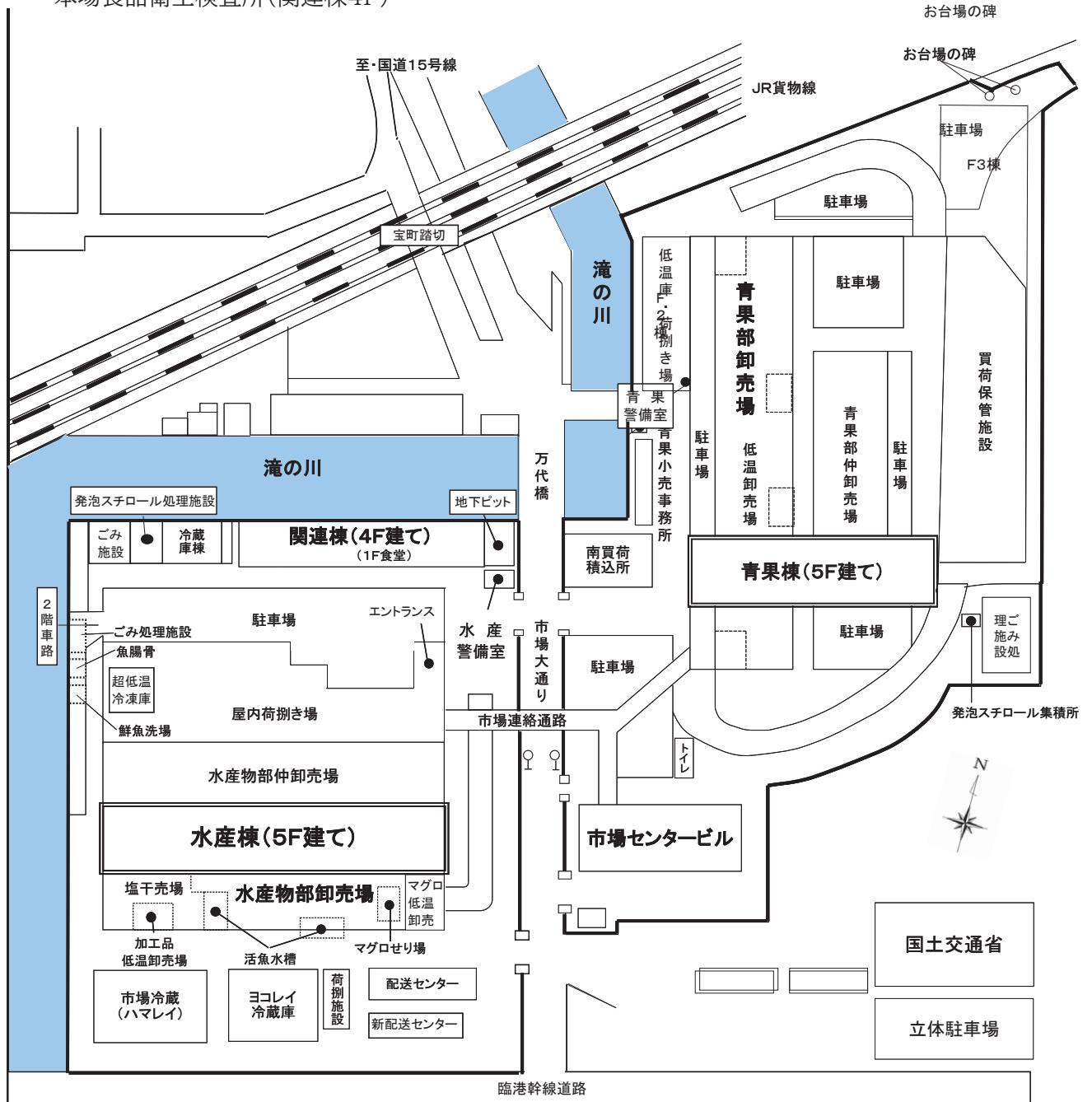
注釈1:令和3年6月食品衛生法の改正により、営業許可制度の再編・営業届出制度の新設が行われました。
法改正の前後で、同一業種であっても行える業務が異なることから、改正前後で分けて記載しています。

令和6年3月31日現在

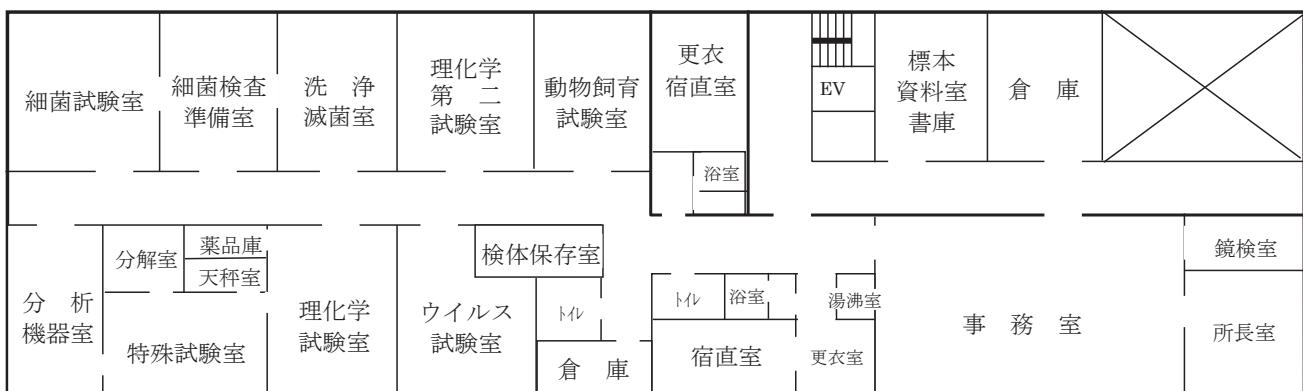
3 市場及び検査所平面図

(1) 中央卸売市場本場 平面図

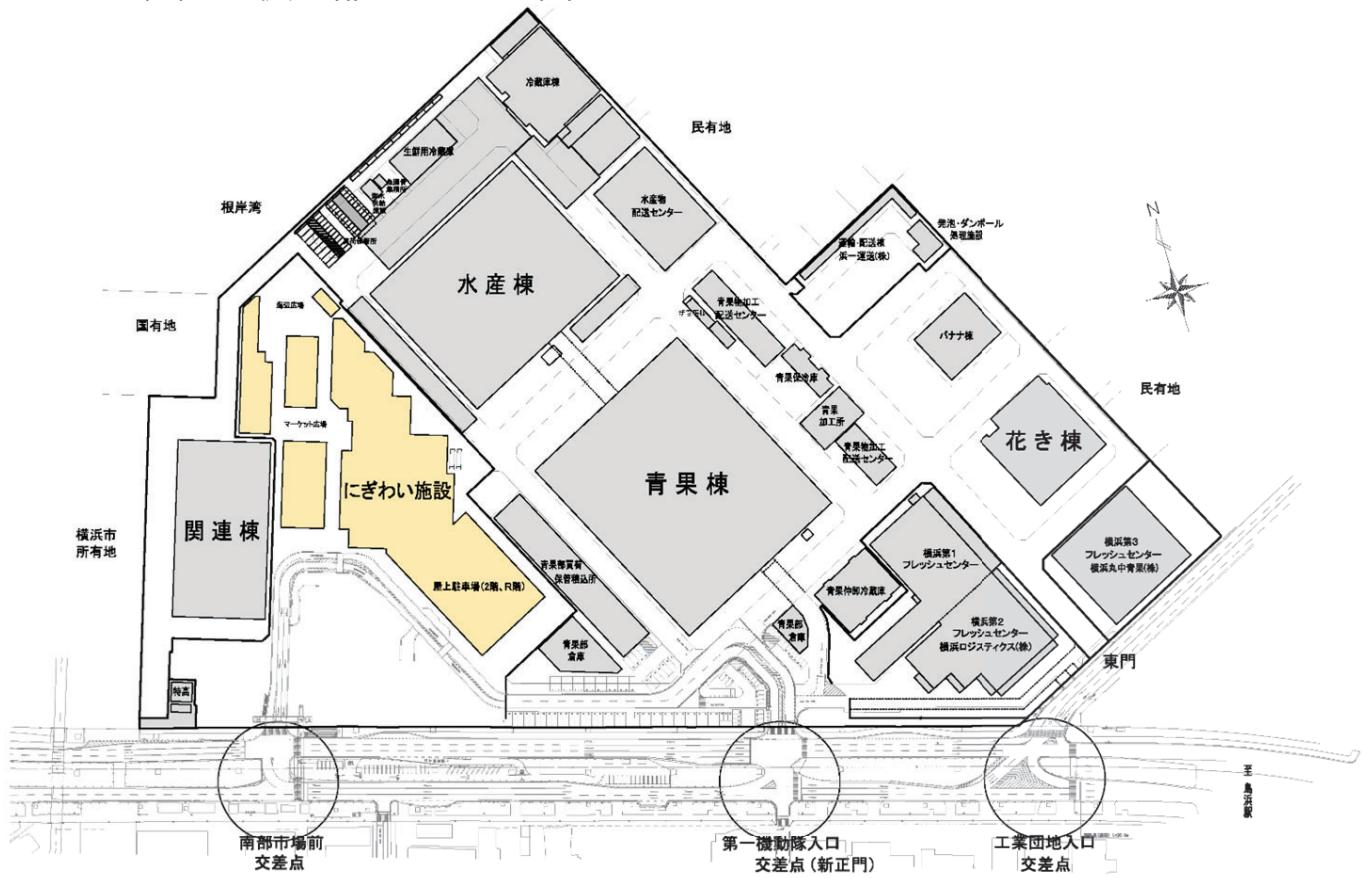
本場食品衛生検査所(関連棟4F)



中央卸売市場本場食品衛生検査所 総面積744.0m²



(2) 横浜南部市場 平面図

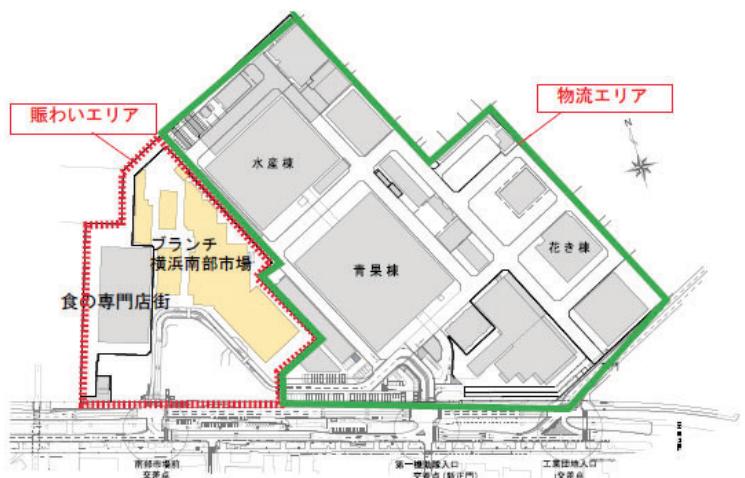


令和6年3月31日現在

«参考» 「物流」と「賑わい」を合わせ持った新たな横浜南部市場

横浜市は、市場の再編・機能強化に伴い、南部市場を、中央卸売市場本場を補完する「物流エリア」(約12.2万m²)と、「食」をコンセプトとした集客施設の「賑わいエリア」(約4.7万m²)に分けて活用しています。

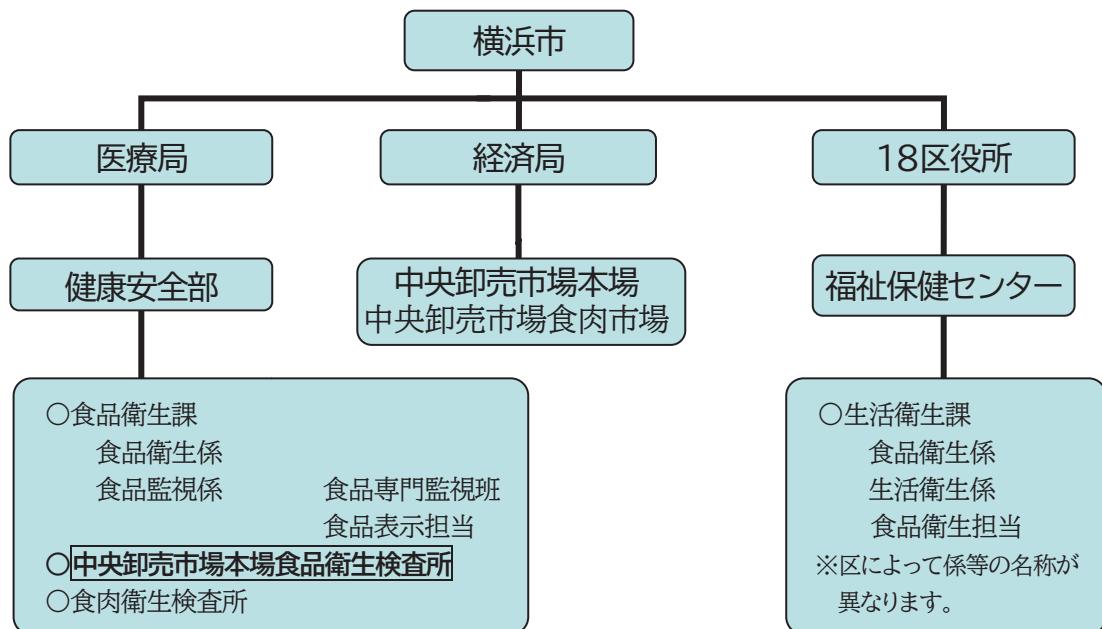
「賑わいエリア」では、公募により選定された大和リース株式会社が運営する「ブランチ(BRANCH)横浜南部市場」と、40年以上にわたり、買出し人向けに、水産物・青果・食肉・卵・飲料・米・茶・菓子・調味料・包装材・雑貨・日用品などの販売やイベント等を開催してきた協同組合横浜南部市場共栄会が運営する「横浜南部市場 食の専門店街」が営業しています。



4 横浜市における市場食品衛生検査所の位置づけ

横浜市には、中央卸売市場として本場、食肉市場があり、いずれも横浜市経済局が運営しています。

これらの市場には、それぞれ食品の衛生確保を図るために食品衛生検査所等(以下「検査所」という。)が設置され、各市場を経由し市中に流通する食品の検査を行っています。検査所は、横浜市医療局健康安全部に属しており、食品の安全・衛生を確保する各区の福祉保健センターと連携して市場内の監視と検査を分担しています。



5 検査所職員内訳

総数	所長	係長	食品衛生監視員	事務
14	1	3	9 (うち細菌検査室 4、理化学検査室 5)	1

令和5年4月1日現在

6 検査所の業務について

現在、早朝勤務と通常勤務の二体制で業務を行っています。

(1) 早朝勤務

「せり」の前に、せり場において監視指導及び収去を行っています。

2名一組で週3～4回実施しており、検査所における収去の大部分はこの早朝勤務で行っています。

せり終了後は仲卸業者、関連業者に対して監視指導を行っています。

早朝勤務の主な業務内容は次のとおりです。

- ア 食品等取扱の監視及び指導
- イ 食品等の表示点検
- ウ 貝類等が各種規制に適合しているかの調査
- エ 有毒魚等の排除
- オ 食品の収去

(2) 通常勤務

始業時のミーティングにおいて、早朝勤務の報告や一日の方針などの打合せを行った後、場内巡回による監視指導等を行い、検査業務に移ります。

通常勤務の主な業務内容は次のとおりです。

- ア 仲卸業者、関連業者、行商作業場その他場内全般について、前記(1)ア～オの業務
- イ 場内関係者との打合せ及び各種業務連絡
- ウ 検査業務
 - (ア) 細菌検査
 - (イ) 理化学検査
 - (ウ) 病理寄生虫検査
- エ 検査成績書の作成・交付
- オ 違反品・不良品等の処理
- カ 苦情・各種衛生相談等問合せの処理
- キ 場内店舗の許可調査
- ク 講習会等の開催

7 主要試験検査機器一覧

(1) 細菌検査室

品名	数量
電気ふらん器	6
超音波洗浄器	1
顕微鏡	1
顕微鏡撮影装置	1
ストマッカー	2
システムダイリューター	3
ホモジナイザー	2
冷蔵庫(培地保存用)	5
冷凍庫(試薬・検体保存用)	2
高圧滅菌器(電気式)	3
ウォーターバスインキュベーター	2
乾熱滅菌器	2
電子上皿天秤	2
超音波ピペット洗浄器	2
ウォーターバス	1
コロニーカウンター	3
ドライイングシェルフ	1
試験管ミキサー	5
純水製造装置	1
クリーンベンチ	1
高速遠心分離器	2
PCR 用機材一式	1
Real-Time PCR 用機材一式	1
超低温フリーザー	1
pHメーター	1

(2) 理化学検査室

品名	数量
超高速ホモジナイザー	4
試験管ミキサー	1
フードプロセッサー ロボクープミキサー	1
フードプロセッサー クイジナートミキサー	1
トリオブレンダー	2
電子上皿天秤	5
天秤台(除振台)	2
超音波ピペット洗浄器	2
マッフル炉	1
電気定温乾燥器	2
ボトルキャビネット	6
デシケーター	3
薬用冷蔵庫	2
冷凍冷蔵庫	1
フリーザー	1
アスピレーター	4
吸引マニホールド	3
遠心分離器	2
シェーカー	1
ロータリーエバポレーター	6
コンプレッサー	1
低温循環水槽	6
水蒸気発生装置	2
超音波洗浄器	2
生物環境調節装置	1
ガラス電極 pH メーター	1
分光光度計	1
水銀分解装置	1
水銀分析装置	1
紫外線照射器	2
過酸化水素計	1
ガスクロマトグラフ質量分析計	1
高速液体クロマトグラフ	2
高速液体クロマトグラフ質量分析計	2
シンチレーションサーベイメータ	1
ガンマ線核種分析システム	1
スーパーシールド遮へい缶	1

(3) 病理・寄生虫検査室

品名	数量
顕微鏡	1
実体顕微鏡	1
顕微鏡撮影装置	1

(4) その他

品名	数量
冷蔵庫	2
冷凍庫	6
スライドプロジェクター	1
赤外線温度計	13

第2 業務実績



細菌検査業務



理化学検査業務



監視業務

1 業務実績

(1) 監視指導業務

早朝監視は、せり売り開始前の午前 3 時すぎから 2 名の食品衛生監視員が、有毒有害魚介類及び違反・不良食品の排除並びに生食用貝類の温度測定等を行っています。通常監視は、せり売りされた食品が仲卸店舗や市場内外の関連施設に移動した段階で、これら食品の取扱い及び保管状況等の監視指導を行っています。

令和5年度は、両市場内 354 施設に対し、延べ 2,711 件の監視指導を実施しました。(P.15)

毎年、高温多湿となる 6 月 1 日から 8 月 31 日までを『夏期食品等一斉点検期間』、食品の流通量が増加する 11 月 1 日から 12 月 30 日までを『年末食品等一斉点検期間』に設定し、食中毒の予防、不良食品の排除及び適正表示の徹底を目的とした、監視指導及び収去検査を実施しています。

令和5年度の主要業務(P.14)

(2) 検査業務

令和5年度の中央卸売市場本場における農産物の年間取扱量は、約 31 万トン、水産物は約 4.4 万トンでした。(P.2)

これらの食品について、月別、品目別に年間計画に基づき、理化学検査及び細菌検査を行いました。1,501 検体の食品等を収去し、理化学検査を 13,539 項目、細菌検査を 2,800 項目、表示検査を 475 項目、その他としてアニサキス検査等を 270 項目、計 16,814 項目の検査を実施しました。なお、魚介類の PCB の検査については、市衛生研究所に検査を依頼して実施しました。

また、市内のスーパー等で販売されているそうざい、洋生菓子や各種食品製造工場の製品等について、福祉保健センター及び食品専門監視班から理化学検査 2,441 項目、細菌検査 815 項目、計 3,256 項目の検査を実施しました。

この他、検査の信頼性確保のための精度管理 84 項目の検査を実施しました。(P.16)

ア 理化学検査

(ア) 食品添加物

保存料、着色料、発色剤等の食品添加物が適正に使用され、かつ適正に表示されているか、検査を実施しました。(P.17)

(イ) 放射性物質

市内を流通する食品中の放射性物質の核種分析検査を実施しています。市場流通水産物 99 検体、農産物 21 検体、量販店・インターネット等流通販売品 29 検体の検査を実施しましたが、基準値を超えるものはありませんでした。(P.20~24)

(ウ) 残留農薬

国産農産物 71 検体、輸入農産物 4 検体の検査(延べ 9,999 項目)を実施しましたが、残留基準値を超えるものはありませんでした。(P.25~27)

(エ) 動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等)

養殖魚、冷凍エビ、鶏卵など計 29 検体の検査を実施しましたが、基準値を超えるものはありませんでした。(P.28)

(オ) 水銀

魚介類 49 検体の検査を実施した結果、水銀の暫定的規制値(検体 1 kgあたり総水銀 0.4 mgかつメチル水銀 0.3 mg)を超えた検体が1件発見され(マダイ、0.52mg/kg)、衛生研究所にメチル水銀の検査を依頼したところ 0.51mg/kg 検出されたため、生産地を所管する自治体へ情報提供しました。(P.29、P.32)

(カ) PCB

魚介類 10 検体の検査を実施しましたが、暫定的規制値(遠洋沖合魚介類 0.5ppm、内海内湾魚介類 3ppm)を超えるものはありませんでした。(P.30)

なお、ppm とは検体 1 kgあたりに含まれる PCB のmg数のことと言います。

(キ) 貝毒

二枚貝が毒化する時期等の情報に基づき、二枚貝 29 検体の検査を実施した結果、麻痺性貝毒(規制値4MU/g 以下)、下痢性貝毒(規制値 0.16 mg OA 当量/kg 以下)ともに規制値を超えるものはませんでした。(P.31)

なお、MU とはマウスユニットの略で、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことと言います。また、OA 当量とはオカダ酸当量の略で、測定で得られたオカダ酸、ジノフィシストキシン-1、ジノフィシストキシン-2 の検出値に係数を乗じた値の総和のことと言います。

(ク) ふぐ毒

ふぐ加工製品(ふぐ刺し、ふぐちら鍋材料等)5 検体のふぐ毒の検査を実施しましたが、すべて検出限界値(5.25MU/g)未満でした。なお、MU とはマウスユニットのことで、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことと言います。(P.31)

イ 細菌・寄生虫検査

(ア) 規格基準の定められた食品

生食用かき、生食用鮮魚介類、魚肉ねり製品、冷凍食品等の規格が定められた食品について検査を実施しました。1検体の生食用冷凍鮮魚介類が大腸菌群陽性になり、違反となりました。(P.32)

(イ) 規格基準の定められていない食品等

a 衛生規範の定められていた食品(注釈 2)

洋生菓子やそうざい類など、衛生規範で生菌数などの指導基準が定められていた食品について検査を実施しました。

注釈 2:衛生規範を定める通知は令和3年 6 月1日付で廃止されました。

b その他

生食用かきについては、規格基準等検査と同時に 25 検体(場内流通品 15 検体、食品専門監視班依頼品 10 検体)のノロウイルス検査を実施しましたが、陽性となった検体はありませんでした。(P.18)

活魚水槽水(市場せり場内及び仲卸の店頭に設置)の検査は、活魚の多くが生食用に供されるため、これら使用水の食中毒菌汚染状況の把握を主目的として、海水、海水ろ過水とともに検査を実施し、二次汚染防止に努めています。(P.18)

生食用の貝類(舌切・小柱・アオヤギ等)、魚類(刺身用切り身、まぐろなど)及びウニ等については、規格基準項目に加えて食中毒菌も検査を実施し、取扱いについて注意を喚起しました。

(P.18)

(ウ)寄生虫検査

a クドア・セプテンプンクタータ

ヒラメ16検体について検査を行いましたが、陽性となった検体はありませんでした(筋肉1グラムあたりのクドアの胞子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された生食用生鮮ヒラメは、食品衛生法第6条に違反するものとして取扱うこととされています)。(P.18)

b アニサキス

鮮魚(サバ、アジ等)122検体について、アニサキスの寄生実態を調査しました。魚体中の部位別にアニサキスを検索し、発見した虫体249隻について遺伝子検査、種類の同定を行いました。(P.19)

ウ 食品表示検査

食品表示法に基づく食品表示検査を、収去検査及び監視時の点検で実施した結果、1件の違反を発見し、製造者を所管する自治体に通報しました。(P.19)

(3) 相談対応

食品等の相談件数は38件ありました。(主な事例:P.32)

(4) 食品衛生検査所等の業務管理基準(GLP)

平成9年度から導入されたGLP(Good Laboratory Practice)に基づき、検査の精度管理を実施しました。外部精度管理、内部精度管理あわせて84項目を実施しました。(P.16)

2 令和5年度主要業務一覧

(1) 収去検査関係業務

検査分類	主な対象品目	担当	実施期間
生食用鮮魚介類	小柱、ウニ、マグロ等	細菌	6月、7月、11月、12月、1月、2月
動物用医薬品・抗菌性物質	養殖魚、冷凍エビ等	理化学	6月、7月、11月、1月
魚卵類	イクラ、タラコ等	細菌、理化学	6月、12月
生かき	かき、岩かき	細菌	7月、10月から2月
魚介類の水銀	アジ、タイ、ブリ等	理化学	4月から7月、10月から12月、3月
魚介類のPCB(注釈3)	アジ、イワシ、サバ等	理化学	7月、10月
貝類毒性	ホタテ、アカガイ、ハマグリ等	理化学	4月から7月、3月
ふぐ加工製品毒性	ふぐさし、ふぐちり等	理化学	12月
寄生虫	ヒラメ	細菌	10月から3月
加工食品	そうざい、魚肉練製品、佃煮等	細菌、理化学	通年
活魚水中の細菌	いけす水、ろ過海水	細菌	通年
氷雪	魚介類保存用氷雪	細菌	7月
放射性物質	農水産物	理化学	通年
放射性物質(持込)	乳幼児製品、飲料水等	理化学	5月、10月
残留農薬	国産農作物、輸入農作物	理化学	通年
生食用野菜	刺身のつま、カット野菜等	細菌	4月、6月、8月、10月、12月、2月
本場市場内加工調理品	事業所給食のそうざい等	細菌	5月、6月、10月、12月
そうざい、菓子等	餃子、焼壳、和菓子、洋菓子等	細菌、理化学	5月、6月、8月、10月、1月から3月
センター持込	菓子、めん類、そうざい等	細菌、理化学	6月から8月
年末一斉	食肉製品、輸入食品等	細菌、理化学	11月から12月
局専門監視班持込	菓子、めん類、生食用かき等	細菌	通年
局専門監視班持込	フキトリ	細菌	通年

注釈3:検査は衛生研究所にて実施

(2) 監視指導業務

業務名	実施期間
魚介類販売の一斉監視指導	7月、11月
表示点検	通年
学校給食用物資納入業者の監視指導	通年
ホタテガイ等二枚貝の監視指導	通年

(3) 講習会、会議等

業務名	実施期間
食品衛生責任者講習会	5月、2月
消費者衛生教育	通年
首都圏5都市市場検査所連絡会議	5月
全国市場衛生検査所協議会関係	11月

3 令和5年度監視業務実績

営業許可	許可営業業種	本場 対象施設数	本場 監視件数	南部 対象施設数	南部 監視件数
食品衛生法改正前 (注釈4)	飲食店(自動車による営業)	1	0	0	0
	飲食店(自動販売機による営業)	0	0	2	0
	飲食店(その他)	16	4	5	0
	喫茶店(自動販売機)	8	0	1	0
	喫茶店(その他)	1	0	0	0
	菓子製造業	1	0	0	0
	食肉処理業	1	0	1	0
	食肉販売業	1	0	0	0
	魚介類販売業	52	—(注釈5)	9	—(注釈5)
	魚介類せり売営業	2	—(注釈5)	0	—(注釈5)
	魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0
	食品の冷凍又は冷蔵業	3	1	0	1
	氷雪製造業	1	0	0	0
	醤油製造業	0	0	0	0
	そうざい製造業	3	2	2	0
	魚介類加工業	6	3	0	1
	計	155	22	52	5
改正後 (注釈4)	飲食店営業	13	3	1	0
	魚介類販売業	30	—(注釈5)	16	—(注釈5)
	食肉販売業	1	0	2	0
	そうざい製造業	2	0	1	0
	菓子製造業	0	0	1	0
	水産製品製造業	7	4	6	0
	食品の小分け業	6	5	3	3
	調理の機能を有する自動販売機	0	0	2	0
計		155	22	52	5

営業の形態	本場 対象施設数	本場 監視件数	南部 対象施設数	南部 監視件数	
営業届出業種	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	10	2	5	0
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	13	3	4	0
	乳類販売業	7	0	4	0
	氷雪販売業	1	0	1	0
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	3	0	0	0
	弁当販売業	1	0	0	0
	野菜果物販売業	40	7	12	2
	米穀類販売業	1	0	0	0
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	1	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	9	1	2	0
	農産保存食料品製造・加工業	1	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	9	0	5	0
	行商	5	0	4	0
	その他	3	0	6	0
	計	104	13	43	2

集計項目	本場	南部	計
許可・届出監視件数和	35	7	42
せり場・仲卸等監視件数	2,113	556	2,669
計(総監視件数)	2,148	563	2,711

注釈4:令和3年6月食品衛生法の改正により、営業許可制度の再編・営業届出制度の新設が行われました。法改正の前後で、同一業種であっても行える業務が異なることから、改正前後で分けて記載しています。

注釈5:集計上許可・届出監視件数のうち魚介類販売業(食品衛生法改正前後)及び魚介類せり売営業はせり場・仲卸等監視件数に集計しています。

4 令和5年度食品別検査状況

食品分類	収去検体数	検査項目数(総数)	検査項目数(理化学)	検査項目数(細菌)	検査項目数(表示)	検査項目数(その他)	衛生研究所搬入検体数	違反件数(項目数)	違反件数(項目数)	違反件数(項目数)	違反件数(項目数)	行政処分件数(総数)	行政処分件数(返品処分)	行政処分件数(棄業の禁停止)	行政処分件数(その他)	行政指導箇等件数
魚介類	528	1,518	1,187	331	52	270	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無加熱烹取冷凍食品 (冷凍食品)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結直前ご加熱された 加熱後取冷凍食品 (冷凍食品)	2	96	90	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結直前未加熱の 加熱後取冷凍食品 (冷凍食品)	2	96	90	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類 (冷凍食品)	5	20	0	20	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1
魚介類加工品 (さん詰、びん詰を除く)	292	2,029	1,341	688	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉、卵類及びその加工品 (さん詰、びん詰を除く)	14	476	420	56	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品及び加工品 (さん詰、びん詰を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品 (さん詰、びん詰を除く)	26	78	0	78	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果実類 及び加工品 (さん詰、びん詰を除く)	164	9,601	9,418	183	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	46	493	355	138	46	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	52	156	0	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	215	645	0	645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食品	9	164	128	36	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	146	967	510	457	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,501	16,814	13,539	2,800	475	270	11	2	0	1	1	0	0	0	0	2
福祉保険センターエ依頼検査 集計 対象外	3,256	2,441	815	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
精度管理検査 集計 対象外	84	57	27	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
総計	1,501	20,154	16,037	3,642	475	270	11	2	0	1	1	0	0	0	0	2

食品分類	収去検体数	検査項目数(総数)	検査項目数(理化学)	検査項目数(細菌)	検査項目数(表示)	検査項目数(その他)	衛生研究所搬入検体数	衛生研究所搬入検体数
調理器具等フキトリ検査	集計 対象外	60	0	60	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
福祉保健センター等依頼検査 (フキトリ)	集計 対象外	231	0	231	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外
総計	集計 対象外	291	0	291	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外	集計 対象外

5 命和5年度食品分類別・項目別検査状況

(1) 理化学検査実施項目数

食 品	品 分	類 類	甘味料検査 (注釈6)	着色料検査 (注釈6)	保存料検査 (注釈6)	酸化防止剤 検査 (注釈6)	漂白剤検査 (注釈6)	防腐剤検査 (注釈6)	放射性物質 検査	残留農薬検査	動物用医薬品 検査	水銀 PCB検査	具毒フグ毒 検査	不揮発性 アミン検査	計
魚 介	類 類		0	0	57	0	0	0	198	0	825	49	58	0	1,187
冷凍 烹 振 取 食 品	品 品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍(凍結直前に加熱された加熱後取冷凍食品)	食 品		0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	90
冷凍(凍結直前の加熱後取冷凍食品)	食 品		0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	0	0	90
冷凍(生食用冷凍鮮魚介類)	食 品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介(かん詰、びん詰の加工品を除く)	類 類	0	737	405	30	25	6	0	0	0	45	0	5	88	1,341
肉、卵類及びその加工品を除く)	類 類	0	88	24	0	8	0	0	0	0	300	0	0	0	420
乳製品類及びその加工品を除く)	類 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品を除く)	類 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類、果実類及びその加工品を除く)	類 類	13	99	36	4	0	0	0	42	9,224	0	0	0	0	9,418
菓子類		0	253	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
清涼飲料水			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪(注釈7)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水(注釈8)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰、びん詰食 品	品 品	0	99	27	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	128
そ の 他 の 食 品	品 品	0	308	168	0	22	0	12	0	0	0	0	0	0	510
器具及び容器包装	器 装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		13	1,584	819	34	35	28	0	252	9,224	1,350	49	63	88	13,539
福祉保健セントラル検査		149	990	407	42	9	7	0	58	775	0	0	0	4	2,441
精度管理検査		8	0	5	8	8	0	0	2	10	8	0	8	0	57
総 計		170	2,574	1,231	84	52	35	0	312	10,009	1,358	49	71	92	16,037

注釈6:食品添加物

注釈7:主に、魚介類を冷やすために使われる、食用ではない氷を検査しています。

注釈8:主に活魚用水槽内飼育水と市場周辺の海水を検査しています。

(2) 細菌検査実施項目数

食 品	品 分	類	一般細菌数(生菌数)検査	大腸菌群検査	E.coli 検査(注 領 9)	E.coli 最確数(注 領 9)検査	黄色ブドウ球菌検査	サルモネラ属菌検査	クロストリジウム菌検査	腸炎ビブリオ菌検査	セレウス菌検査	最確数検査	トロコロノワイルス菌検査	トロコロノワイルス菌検査	細菌試験	恒温試験	細菌試験	アノロウイルス菌検査	アノロウイルス菌検査	計
魚 介 類	類	76	0	60	16	72	0	0	31	45	0	0	0	0	15	16	331			
冷凍 加熱 摂取 治凍 食品	品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
冷凍 (凍結直前に加熱された加熱後取扱い凍結食品)	品	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
冷凍 (凍結直前の加熱後取扱い凍結食品)	品	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
冷凍 加熱 摂取 治凍 食品	品	5	5	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
(生 食 用 治 凍 鮮 魚 介 類)	品	193	89	104	0	193	0	0	106	3	0	0	0	0	0	0	0	0	688	
魚 介 類 (かん詰、びん詰を除く)	品	14	1	13	0	14	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	
肉、卵 類 及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	品	26	14	12	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	
乳 製 品 及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	品	61	0	61	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183	
穀 類 及びその加工品 (かん詰、びん詰を除く)	品	46	46	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	
菓 子 類	子	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アイスクリーム類・氷菓	類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清涼飲料水	水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
氷雪 (注 領 10)	水	52	52	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	
水 (注 領 11)	水	215	0	215	0	0	0	0	215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	645	
かん詰、びん詰 食品	品	9	2	7	0	9	0	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	
そ の 他 の 食 品	品	140	0	140	0	140	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	457	
器 具 及び 容 器 包 裝	品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計		841	211	614	16	622	13	3	396	53	0	0	0	0	15	16	2,800			
福祉保健センター等からの依頼検査 (アキトリを除く)	品	279	70	167	10	204	9	62	2	0	0	2	0	0	10	0	0	815		
精 度 管理 検 査	品	17	0	2	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	
調 理 器 具 等 フ キ ト リ 検 査	品	20	0	20	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	
福祉保健センター等からの依頼検査 (アキトリ)	品	105	3	60	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	231	
総 計		1,500	371	863	26	913	24	65	400	53	0	2	0	0	25	16	3,933			

備考:最確数とは統計学的に最も確からしい数値のことです。

注解9:大腸菌を含む。

注解10:主に魚介類を冷やすために使われる、食用ではない氷を検査しています。

注解11:主に活魚用水槽内飼育水と市場周辺の海水を検査しています。

(3) 寄生虫(アニサキス)

	4月①	4月②	5月①	5月②	6月①	6月②	7月①	7月②	8月①	8月②	9月①	9月②
調査魚種	マアジ	ゴマサバ	ゴマサバ	マアジ	マアジ	マアジ	ゴマサバ	マサバ	ゴマサバ	マサバ	マアジ	ゴマサバ
調査魚体数	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	6	5
アニサキス検出魚体数	0	6	3	5	4	5	1	4	3	5	3	4
アニサキス検出隻数	0	102	16	84	5	24	2	12	7	14	10	26
検出場所別隻数	内臓 筋肉(腹側) 筋肉(背側)	82 19 1	11 5 0	82 2 0	5 3 0	21 0 0	2 0 0	12 1 0	6 1 0	12 2 0	10 0 0	22
アニサキス同定隻数	A. simplex sensu stricto	0	20	10	12	5	15	2	12	7	14	10
	A. pegreffii	0	20	9	0	1	9	0	11	7	0	15
	その他のアニサキス	0	0	1	12	4	0	2	0	0	14	10
	不明	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	10月①	10月②	11月①	11月②	12月①	12月②	1月①	1月②	2月①	2月②	3月①	3月②
調査魚種	マアジ	ゴマサバ	ゴマサバ	マサバ	ゴマサバ	マサバ	ゴマサバ	マサバ	マサバ	マアジ	マサバ	マサバ
調査魚体数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
アニサキス検出魚体数	0	2	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5
アニサキス検出隻数	0	10	8	191	16	37	35	70	19	10	0	230
検出場所別隻数	内臓 筋肉(腹側) 筋肉(背側)	0 0 0	9 1 0	8 35 2	154 1 0	15 1 0	35 0 0	52 17 0	14 5 1	9 1 0	0 0 0	159 71 0
アニサキス同定隻数	A. simplex sensu stricto	0	10	8	11	14	12	14	15	10	0	18
	A. pegreffii	0	10	8	11	13	6	12	14	9	0	17
	その他のアニサキス	0	0	0	0	0	5	1	4	10	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0

(4) 食品中の放射性物質

ア 水産物(市場買取分)

セシウム検出値、合計:1kgあたりのベクレル数

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚港	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	アカガレイ	北海道	北海道青森沖太平洋十勝港	令和5年11月9日	不検出	不検出	不検出
2	アカガレイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年2月2日	不検出	不検出	不検出
3	アカガレイ	北海道	北海道青森沖太平洋釧路港	令和6年3月1日	不検出	不検出	不検出
4	アカガレイ	青森県	北海道青森沖太平洋八戸港	令和6年3月8日	不検出	不検出	不検出
5	アンコウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月8日	不検出	不検出	不検出
6	アンコウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月22日	不検出	不検出	不検出
7	アンコウ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月19日	不検出	不検出	不検出
8	アンコウ	青森県	北海道青森沖太平洋大湊港	令和6年2月9日	不検出	不検出	不検出
9	イサキ	千葉県	房総沖船形港	令和5年12月1日	不検出	不検出	不検出
10	ウスメバル	青森県	北海道青森沖太平洋大湊港	令和6年2月9日	不検出	不検出	不検出
11	カツオ	千葉県	房総沖勝浦港	令和5年5月26日	不検出	不検出	不検出
12	カツオ	宮城県	日立鹿島沖気仙沼港	令和5年6月23日	不検出	不検出	不検出
13	カツオ	千葉県	房総沖勝浦港	令和5年7月7日	不検出	不検出	不検出
14	カツオ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年7月28日	不検出	不検出	不検出
15	ギンザケ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年4月14日	不検出	不検出	不検出
16	ギンザケ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年4月28日	不検出	不検出	不検出
17	ギンザケ	宮城県	南三陸沖石巻港	令和5年5月12日	不検出	不検出	不検出
18	ギンザケ	宮城県	宮城県産	令和5年5月19日	不検出	不検出	不検出
19	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年5月26日	不検出	不検出	不検出
20	ギンザケ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年6月9日	不検出	不検出	不検出
21	ギンザケ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年6月30日	不検出	不検出	不検出
22	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月8日	不検出	不検出	不検出
23	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月12日	不検出	不検出	不検出
24	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月19日	不検出	不検出	不検出
25	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月26日	不検出	不検出	不検出
26	ギンザケ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年3月1日	不検出	不検出	不検出
27	ゴマサバ	千葉県	房総沖館山港	令和5年4月21日	不検出	不検出	不検出
28	サクラマス	青森県	青森県沖下北港	令和5年4月14日	不検出	不検出	不検出
29	サクラマス(ホンマス)	北海道	北海道青森沖太平洋釧路港	令和6年1月12日	不検出	不検出	不検出
30	サケ	北海道	北海道青森県花咲港	令和5年7月28日	不検出	不検出	不検出
31	サンマ	北海道	日本太平洋沖合北部花咲港	令和5年9月1日	不検出	不検出	不検出
32	サンマ	宮城県	日本太平洋沖北部気仙沼港	令和5年9月29日	不検出	不検出	不検出
33	サンマ	北海道	北海道青森沖太平洋花咲港	令和5年10月20日	不検出	不検出	不検出

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚港	買取日	セシム-134 検出値	セシム-137 検出値	セシム合計
34	シログチ(イシモチ)	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年5月19日	不検出	不検出	不検出
35	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年10月6日	不検出	不検出	不検出
36	シログチ(イシモチ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年2月2日	不検出	不検出	不検出
37	シロゲンゲ	岩手県	三陸北部沖宮古港	令和5年4月21日	不検出	不検出	不検出
38	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年4月28日	不検出	不検出	不検出
39	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年7月14日	不検出	不検出	不検出
40	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年11月21日	不検出	不検出	不検出
41	ジンドウイカ(ヒイカ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年2月16日	不検出	不検出	不検出
42	スズキ	千葉県	房総沖銚子港	令和5年12月1日	不検出	22.8	22.8
43	チダイ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年5月19日	不検出	不検出	不検出
44	チダイ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年6月30日	不検出	不検出	不検出
45	チダイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年8月4日	不検出	不検出	不検出
46	チダイ	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年8月25日	不検出	不検出	不検出
47	チダイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年9月8日	不検出	不検出	不検出
48	チダイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年10月6日	不検出	不検出	不検出
49	チダイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年10月27日	不検出	不検出	不検出
50	チダイ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月22日	不検出	不検出	不検出
51	チダイ(花鯛)	千葉県	日立・鹿島沖銚子港	令和5年12月1日	不検出	不検出	不検出
52	チダイ(花鯛)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月8日	不検出	不検出	不検出
53	トゲクリガニ	宮城県	三陸南部沖気仙沼港	令和6年1月26日	不検出	不検出	不検出
54	トビウオ	岩手県	三陸北部沖大船渡港	令和5年9月1日	不検出	不検出	不検出
55	ニシン	北海道	北海道根室沖根室港	令和5年4月21日	不検出	不検出	不検出
56	ニシン	北海道	北海道青森沖根室港	令和5年7月7日	不検出	不検出	不検出
57	ニシン	北海道	北海道青森沖太平洋根室港	令和6年1月26日	不検出	不検出	不検出
58	ニシン	北海道	北海道青森沖太平洋根室港	令和6年3月15日	不検出	不検出	不検出
59	ニシン	北海道	北海道青森沖太平洋根室港	令和6年3月1日	不検出	不検出	不検出
60	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年4月14日	不検出	不検出	不検出
61	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	宮城県沖石巻港	令和5年6月9日	不検出	不検出	不検出
62	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年11月21日	不検出	不検出	不検出
63	ババガレイ(ナメタガレイ)	北海道	北海道青森沖太平洋根室港	令和5年12月15日	不検出	不検出	不検出
64	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月19日	不検出	不検出	不検出
65	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年2月16日	不検出	不検出	不検出
66	ババガレイ(ナメタガレイ)	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年3月8日	不検出	不検出	不検出
67	ヒラメ	青森県	青森県沖下北港	令和5年6月9日	不検出	不検出	不検出
68	ヒラメ	青森県	青森県沖下北港	令和5年6月30日	不検出	不検出	不検出

No.	品名	産地	漁獲水域及び水揚港	買取日	セシム-134 検出値	セシム-137 検出値	セシム合計
69	ヒラメ	青森県	青森県沖下北港	令和5年7月14日	不検出	不検出	不検出
70	ヒラメ	青森県	青森県沖下北港	令和5年8月4日	不検出	不検出	不検出
71	ヒラメ	青森県	青森県沖下北港	令和5年9月8日	不検出	不検出	不検出
72	ヒラメ	青森県	青森県沖太平洋三沢漁港	令和5年10月27日	不検出	不検出	不検出
73	ヒラメ	青森県	北海道青森沖太平洋横浜港	令和5年12月15日	不検出	不検出	不検出
74	ブリ	千葉県	房総沖館山港	令和5年5月12日	不検出	不検出	不検出
75	ブリ(イナダ)	北海道	青森県沖恵山港	令和5年9月1日	不検出	不検出	不検出
76	ブリ(イナダ)	千葉県	日立・鹿島沖銚子港	令和5年10月20日	不検出	不検出	不検出
77	ブリ(ワラサ)	千葉県	房総沖鴨川港	令和5年10月20日	不検出	不検出	不検出
78	ホッケ	青森県	青森県沖下北港	令和5年4月28日	不検出	不検出	不検出
79	マイワシ	千葉県	日立鹿島沖銚子港	令和5年5月12日	不検出	不検出	不検出
80	マイワシ	北海道	北海道沖花咲港	令和5年9月29日	不検出	不検出	不検出
81	マイワシ	宮城県	三陸南部沖気仙沼港	令和6年2月9日	不検出	不検出	不検出
82	マカジキ	宮城県	日本太平洋北沖気仙沼港	令和5年5月26日	不検出	不検出	不検出
83	マコガレイ	青森県	青森県沖八戸港	令和5年8月4日	不検出	不検出	不検出
84	マコガレイ	青森県	青森県沖下北港	令和5年8月25日	不検出	不検出	不検出
85	マサバ	青森県	青森県沖八戸港	令和5年8月25日	不検出	不検出	不検出
86	マダイ	青森県	青森県沖横浜港	令和5年9月29日	不検出	不検出	不検出
87	マダラ	北海道	北海道青森沖根室港	令和5年7月28日	不検出	不検出	不検出
88	マダラ	北海道	北海道青森沖太平洋根室港	令和5年11月9日	不検出	不検出	不検出
89	マダラ白子	北海道	北海道青森沖太平洋釧路港	令和5年12月15日	不検出	不検出	不検出
90	マボヤ	岩手県	三陸北部沖大船渡港	令和5年6月23日	不検出	不検出	不検出
91	メカブ	宮城県	三陸南部沖気仙沼港	令和6年3月15日	不検出	不検出	不検出
92	メバチマグロ	宮城県	鹿島日立沖気仙沼港	令和5年7月7日	不検出	不検出	不検出
93	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年9月8日	不検出	不検出	不検出
94	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年10月6日	不検出	不検出	不検出
95	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年10月27日	不検出	不検出	不検出
96	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和5年12月22日	不検出	不検出	不検出
97	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年1月12日	不検出	不検出	不検出
98	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年2月2日	不検出	不検出	不検出
99	ヤリイカ	宮城県	三陸南部沖石巻港	令和6年3月8日	不検出	不検出	不検出

イ 農産物(市場買取分)

セシウム検出値、合計:1kgあたりのベクレル数

No.	品名	生産地	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	カキ	山形県	令和5年11月2日	不検出	不検出	不検出
2	キャベツ	青森県	令和5年7月27日	不検出	不検出	不検出
3	キュウリ	福島県	令和5年7月27日	不検出	不検出	不検出
4	キュウリ	福島県	令和5年10月13日	不検出	不検出	不検出
5	スイカ	千葉県	令和5年6月16日	不検出	不検出	不検出
6	ダイコンの根	千葉県	令和5年11月2日	不検出	不検出	不検出
7	トマト	群馬県	令和5年5月2日	不検出	不検出	不検出
8	トマト	福島県	令和5年8月18日	不検出	不検出	不検出
9	ナシ	福島県	令和5年9月22日	不検出	不検出	不検出
10	ナス	群馬県	令和5年5月2日	不検出	不検出	不検出
11	ナス	岩手県	令和5年7月27日	不検出	不検出	不検出
12	ナス	群馬県	令和5年9月22日	不検出	不検出	不検出
13	ナス	福島県	令和5年10月13日	不検出	不検出	不検出
14	ニンジン	千葉県	令和5年6月16日	不検出	不検出	不検出
15	ニンジン	千葉県	令和5年11月2日	不検出	不検出	不検出
16	ブロッコリー	福島県	令和5年10月13日	不検出	不検出	不検出
17	ホウレンソウ	岩手県	令和5年5月2日	不検出	不検出	不検出
18	ミニトマト	茨城県	令和5年6月16日	不検出	不検出	不検出
19	モモ	福島県	令和5年8月18日	不検出	不検出	不検出
20	レンコン	茨城県	令和5年9月22日	不検出	不検出	不検出
21	未成熟インゲン	福島県	令和5年8月18日	不検出	不検出	不検出

ウ 量販店・インターネット等流通販売品（横浜市食品専門監視班依頼検査分）

セシウム検出値、合計：1kgあたりのベクレル数

No.	品目	原材料 生産地	適用基準	買取日	セシウム-134 検出値	セシウム-137 検出値	セシウム合計
1	たけのこ水煮	山形県	一般食品	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
2	ミネラルウォーター	国産	飲料水	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
3	レトルトパウチ食品	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
4	レトルトパウチ食品	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
5	レンコン	茨城県	一般食品	令和5年5月24日	不検出	1.9	1.9
6	鮎	国産	一般食品	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
7	乾燥野菜類	茨城県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
8	牛の肉	栃木県	一般食品	令和5年5月24日	不検出	不検出	不検出
9	牛の肉	茨城県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
10	牛の肉	茨城県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
11	牛の肉	山形県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
12	牛乳	山形県	牛乳	令和5年5月24日	不検出	不検出	不検出
13	牛乳	山形県	牛乳	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
14	牛乳	岩手県	牛乳	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
15	牛乳	国産	牛乳	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
16	牛乳	国産	牛乳	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
17	原木生しいたけ	国産	一般食品	令和5年10月11日	不検出	7.11	7.11
18	山うど水煮	山形県	一般食品	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
19	清涼飲料水	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
20	清涼飲料水	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
21	茶	埼玉県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
22	猪肉ヒレブロック	国産	一般食品	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
23	調製液状乳	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
24	調製粉乳	国産	乳児用食品	令和5年5月25日	不検出	不検出	不検出
25	米(精米)	新潟県	一般食品	令和5年5月24日	不検出	不検出	不検出
26	米(精米)	山形県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
27	米(精米)	青森県	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出
28	蜂蜜	国産	一般食品	令和5年10月11日	不検出	不検出	不検出
29	味噌	国産	一般食品	令和6年1月17日	不検出	不検出	不検出

(5) 残留農薬
ア 国産品(市場流通分)

検出値、基準値：検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

農産物名	生産地	検体数	検出検体数	薬剤名及び検出値(基準値)
イチゴ	栃木県	3	2	クレソキシムメチル0.02(5) フルフェノクスロン0.02(0.5) 別検体から アゾキシストロビン0.01(10) フルフェノクスロン0.30(0.5)
カキ	山形県	1	0	不検出
キャベツ	北海道	1	1	フルフェノクスロン0.01(0.5)
キャベツ	青森県	1	0	不検出
キャベツ	茨城県	1	0	不検出
キャベツ	群馬県	5	0	不検出
キャベツ	神奈川県	2	0	不検出
キャベツ	愛知県	2	0	不検出
キュウリ	福島県	3	3	クレソキシムメチル0.03(0.5) 別検体から プロシミドン0.01(4) 別検体から プロシミドン0.06(4)
キュウリ	茨城県	1	0	不検出
キュウリ	神奈川県	2	0	不検出
ゴボウ	熊本県	1	0	不検出
コマツナ	埼玉県	1	0	不検出
サクランボ	山形県	1	1	ビフェントリン0.08(2) ピラクロストロビン0.04(3) ボスカリド0.11(3)
サツマイモ	茨城県	7	0	不検出
サラダ菜	茨城県	1	0	不検出
サラダ菜	静岡県	4	2	フルフェノクスロン0.02(10) 別検体から フルフェノクスロン0.08(10)
ダイコンの根	茨城県	1	0	不検出
	千葉県	2	0	不検出
	神奈川県	5	0	不検出
チンゲンサイ	茨城県	1	0	不検出
トマト	神奈川県	1	0	不検出
	静岡県	1	0	不検出
	熊本県	1	0	不検出
ナス	栃木県	2	0	不検出
ニガウリ	群馬県	1	0	不検出
日本ナシ	福島県	1	0	不検出
ニンジン	徳島県	2	1	プロシミドン0.02(2)
ネギ	群馬県	1	0	不検出
ハクサイ	茨城県	3	0	不検出
	長野県	1	0	不検出
ブドウ	山形県	2	2	クレソキシムメチル0.13(15) 別検体から アゾキシストロビン0.08(10) クレソキシムメチル0.13(15)
ブドウ	山梨県	1	1	フルジオキソニル0.10(5)
ブナシメジ	長野県	1	0	不検出
ブロッコリー	長野県	1	0	不検出
ミズナ	茨城県	2	1	フルフェノクスロン0.38(10)
ミニトマト	茨城県	1	0	不検出
メロン	熊本県	1	0	不検出
ヤマイモ	青森県	1	0	不検出
レタス	群馬県	1	0	不検出
合計		16	71	14 19薬剤

イ 輸入品(市場流通分)

検出値、基準値：検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

農産物名	生産地	検体数	検出検体数	薬剤名及び検出値(基準値)
ショウガの根	中国	1	0	不検出
タマネギ	中国	3	0	不検出
合計		1	4	0 検出薬剤なし

残留農薬検査項目(農薬名)

BHC	4-CPA(4-クロルフェノキシン酢酸)	MCPB	アイオキシニル	アザコナゾール
アザメチホス	アシフルオルフェン	アジムスルフロン	アゾキシストロビン	アトラジン
アニロホス	アメトリン	アラクロール	アラマイド	イサゾホス
イソキサフルトール	イソプロカルブ	イプロバリカルブ	イマザキン	イマザリル
イミダクロブリド	インドキサカルブ	エスプロカルブ	エタメツルフロンメチル	エチオン
エトキシスルフロン	エトプロホス	エトリムホス	エンドリン	オキサジクロメホン
オキサミル	オキシカルボキシン	オリザリン	カズサホス	カルフェントラゾンエチル
カルプロパミド	カルボフラン	キナルホス	キノキシフェン	クミルロン
クレソキシムメチル	クロキントセットメキシル	クロジナホップ酸	クロゾリネット	クロチアニジン
クロプロップ	クロマゾン	クロマフェノジド	クロメプロップ	クロランスラムメチル
クロリムロンエチル	クロルスルフロン	クロルタールジメチル	クロルピリホス	クロルピリホスマチル
クロルフェンゾン	クロルプロファム	クロロクスロン	1,1'-クロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン	ジウロン
シクラニド	ジクロスラム	シクロスルファムロン	ジクロフェンチオン	ジクロメジン
ジクロルプロップ	シノスルフロン	ジフェナミド	シフルフェナミド	ジフルフェニカン
ジフルベンズロン	シプロジニル	ジメチビン	ジメチリモール	ジメトモルフ
シメトリン	スピノサド	スルホスルフロン	ダイアジノン	ダイムロン
チアベンダゾール	チアメトキサム	チフェンスルフロンメチル	テトラクロルビンホス	テトラコナゾール
テルブホス	トラルコキシジム	トリアスルフロン	トリアレート	トリデモルフ
トリブホス	トリフルムロン	トリフロキシスルフロン	トルクロホスマチル	ナブタラム
ナプロアニリド	ノバルロン	バラチオン	バラチオンメチル	ハロキシホップ
ハロスルフロンメチル	ビフェントリン	ビペロホス	ビラクロストロビン	ビラゾスルフロンエチル
ピラフルフェンエチル	ビリフタリド	ビリブチカルブ	ビリミカーブ	ビリミホスマチル
ピリメタニル	ビンクロブリン	フェニトロチオン	フェノキサニル	フェノキシカルブ
フェノチオカルブ	フェノブカルブ	フェンアミドン	フェンクロルホス	フェントエート
フェンピロキシメート	フェンプロビモルフ	フェンメディファム	ブタクロール	ブタフェナシル
ブリリメート	ブロフェジン	フラザスルフロン	フラムプロップメチル	フラメトビル
フルジオキソニル	フルシラゾール	フルフェノクスロン	フルリドン	フルロキシビル
プロシミドン	プロパジン	プロポキスル	プロメトリン	プロモキシニル
プロモホス	フロラスラム	ヘキサフルムロン	ヘキシチアゾクス	ベナラキシル
ベノキサコール	ベノキスラム	ヘプタクロル	ベンシクリン	ベンスルフロンメチル
ベンゾフェナップ	ベンダイオカルブ	ベンフレセート	ボスカリド	ホメサフェン
ホラムスルフロン	マラチオン	メタベンズチアズロン	メタラキシル及びメフェノキサム	メトキシフェノジド
メストラム	メスルフロンメチル	メトミノストロビン	メトラクロール	メフェンピルジエチル
モノリニュロン	リニュロン	リンデン	ルフェヌロン	

計169項目

農作物によって検査項目は異なります。

(6) 動物用医薬品(抗生素質、合成抗菌剤、ホルモン剤、内寄生虫用剤等)

検出値、基準値:検体1kgあたりに含まれる農薬のmg数(ppm)

品名	検体数	検出数	薬剤名及び検出値(基準値)
カンパチ(養殖)	2	1	オキシテトラサイクリン0.02(0.2)
シマアジ(養殖)	1	1	オキシテトラサイクリン0.03(0.3)
ブリ(養殖)	4	3	オキシテトラサイクリン0.02(0.2) オキシテトラサイクリン0.03(0.2) オキシテトラサイクリン0.04(0.2)
マダイ(養殖)	3	0	不検出
冷凍エビ	8	0	不検出
うなぎ蒲焼き	5	0	不検出
鶏卵	6	0	不検出
合計	29	5	5薬剤

動物用医薬品検査項目(薬剤名)

エトペバート	エリスロマイシン	オキシテトラサイクリン	オキソリニック酸
オフロキサシン	オルビフロキサシン	オルメトプリム	キシラジン
クロピドール	クロルテトラサイクリン	ジアベリジン	ジフロキサシン
スルファエトキシピリダジン	スルファキノキサリン	スルファクロルピリダジン	スルファジアジン
スルファジミジン	スルファジメトキシン	スルファチアゾール	スルファドキシン
スルファトロキサゾール	スルファニトラン	スルファピリジン	スルファプロモメタジンナトリウム
スルファベンズアミド	スルファメトキサゾール	スルファメトキシジアジン	スルファメトキシピリダジン
スルファメラジン	スルファモノメトキシン	スルフィソキサゾール	スルフィソゾール
ダノフロキサシン	チアベンダゾール(注釈13)	チルミコシン	テトラサイクリン
トリメトプリム	ナリジクス酸	ピランテル	ピリメタミン
ピロミド酸	ファムフル	フルベンダゾール	フルメキン
マルボフロキサシン	メチルプレドニゾロン	リンコマイシン	

計47項目

検査項目は検体により異なります

注釈13:チアベンダゾールの検出値及び基準値は、
畜水産物ではチアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和
その他ではチアベンダゾールのみ

(7) 水銀

魚介類の水銀の暫定的規制値:検体1kgあたり総水銀0.4mgかつメチル水銀0.3mg

検出値:検体1kgあたりに含まれる総水銀のmg数(ppm)

魚種	検体数	検出数	検出値範囲
アイナメ	1	1	0.14
イサキ	1	1	0.03
ウスメバル	1	1	0.05
カンパチ	3	3	0.02~0.13
ギンザケ	1	1	0.06
シマアジ	1	1	0.26
ジンドウイカ(ヒイカ)	1	1	0.03
スケソウダラ	1	1	0.02
スズキ	1	1	0.1
トビウオ	1	1	0.04
ニシン	3	3	0.06~0.07
ババガレイ(ナメタガレイ)	3	3	0.03~0.05
ヒラメ	3	3	0.05~0.07
ブリ	6	6	0.03~0.15
マアジ	2	2	0.04
マアナゴ	1	1	0.09
マイワシ	3	1	0.01
マコガレイ	1	1	0.02
マサバ	3	3	0.14~0.23
マダイ	4	4	0.10~0.52
マダラ	3	3	0.04~0.11
ヤマトカマス	1	1	0.02
ヤリイカ	3	3	0.01~0.02
ワカサギ	1	1	0.01
合計	49	47	0.01~0.52

(8) PCB

検出値:検体1kgあたりに含まれるPCBのmg数(ppm)

魚種	検体数	検出数	検出値範囲	暫定的規制値
イサキ	1	0	不検出	3
カンパチ	1	0	不検出	3
ババガレイ (ナメタガレイ)	1	0	不検出	0.5
ヒラメ	1	0	不検出	0.5
マアジ	1	0	不検出	3
マイワシ	1	0	不検出	0.5
マコガレイ	1	0	不検出	0.5
マダイ	1	0	不検出	3
ヤマトカマス	1	0	不検出	3
ヤリイカ	1	0	不検出	3
合計	10	0	不検出	

(9) 貝毒

麻痺性貝毒の規制値:1gあたり4マウスユニット(注釈14)以下
下痢性貝毒の規制値:1kgあたり0.16mgオカダ酸当量(注釈15)以下

麻痺性貝毒検出値:検体1gあたりのマウスユニット
下痢性貝毒検出値:検体1kgあたりのmgオカダ酸当量数(ppm)

品名	形態	麻痺性検体数	麻痺性検出数	麻痺性検出値範囲	下痢性検体数	下痢性検出数	下痢性検出値範囲
アカガイ	殻付	11	0	不検出	11	6	0.01~0.04
ハマグリ	殻付	5	0	不検出	5	0	不検出
ホタテガイ	殻付	13	3	1.81~2.11	13	6	0.01~0.06
合計	殻付	29	3	1.81~2.11	29	12	0.01~0.06

注釈14:マウスユニットとは、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことと言います。

麻痺性貝毒の場合、体重20グラムのマウスが15分で死亡する毒力が1マウスユニットと定義されています。

注釈15:オカダ酸当量とは、測定で得られたオカダ酸、ジノフィシストキシン-1、ジノフィシストキシン-2の検出値に係数を乗じた値の総和のことと言います。

貝毒検査のうち、麻痺性貝毒検査はマウスを使用することが公定法で定められています。

マウスを使用して検査を行うにあたり、動物愛護管理法等に基づき、「動物実験等実施要綱」等を定め、「動物実験委員会」を設置、開催しています。

毎年度、動物実験委員会に当該年度の麻痺性貝毒検査におけるマウスの取扱い状況等を報告するとともに、翌年度の検査計画等の妥当性等について承認を得たうえ検査を実施しています。

(10) ふぐ毒

検出値:検体1gあたりのマウスユニット(注釈16)

品 名	産 地	種 類	検 体 数	検 出 数	検出値範囲
ふぐちり材料	国 产	マ フ グ	1	0	不検出
ふぐ刺し(筋肉)	国 产	ト ラ フ グ	1	0	不検出
ふぐ刺し(皮)	長崎県	ト ラ フ グ	1	0	不検出
皮 湯 引 き	長崎県	ト ラ フ グ	1	0	不検出
みがきふぐ(加熱用)	中 国	シロサバフグ	1	0	不検出
合 計	3	3	5	0	不検出

注釈16:マウスユニットとは、貝およびフグ等様々な毒素の影響量に対する単位のことと言います。

ふぐ毒の場合、体重20グラムのマウスが30分で死亡する毒力が1マウスユニットと定義されています。

ふぐ毒検査はマウスを使用することが公定法に準じた検査法(参考法)で定められています。

マウスを使用して検査を行うにあたり、動物愛護管理法等に基づき、「動物実験等実施要綱」等を定め、「動物実験委員会」を設置、開催しています。

毎年度、動物実験委員会に当該年度のふぐ毒検査におけるマウスの取扱い状況等を報告するとともに、翌年度の検査計画等の妥当性等について承認を得たうえ検査を実施しています。

6 違反食品等

No.	原因	根拠法令	違反等の内容	措置内容
1	生食用冷凍 鮮魚介類 (冷凍ヤリイカ)	食品衛生法 第13条 第2項違反	大腸菌群陽性 (規格基準:大腸菌群陰性)	指導票交付 輸入者を所管する 自治体へ通報
2	スズキ目 魚類	水銀の 暫定的規制値	総水銀 0.52ppm 検出かつ メチル水銀 0.51ppm 検出 (暫定規制値総水銀 0.4ppm かつメチル水銀 0.3ppm)	生産地を所管する 自治体へ情報提供
3	菓子類 和生菓子	食品表示法 第5条違反	食品添加物の用途名表示はある が、物質名表示なし	製造者を所管する 自治体へ情報提供

7 相談対応(主な事例)

No.	概要	調査結果
1	オーストラリア産赤ブドウのパック内側にゴキブリがいる	虫体を取り出して写真撮影し、Google の画像検索機能を使用したところ、オーストラリア原産の Drymaplaneta semivitta(通称ギズボーンゴキブリ)がヒットし、外観の特徴が非常に似ていた

8 衛生教育

令和5年度に、場内の食品関係営業者及び給食施設従事者等に、講習会等衛生教育を行いました。

両会場の合計は、総回数 10 回、延人数 248 人でした。

会場	食品衛生責任者 指定講習会等開催数	食品衛生責任者 指定講習会等参加者
本場	7回	207 人
南部	3回	41 人

9 その他の業務

- (1) 施設の衛生管理に関する業務
ネズミ、ゴキブリ等衛生害虫駆除の指導
- (2) 広報業務
インターネット(ホームページ)による検査情報等の配信

食品衛生関係年表(S58年以降)

昭和58年	2月	●アオブダイの肝で食中毒発生(1名死亡)
	9月	●韓国産輸入生うにが原因と思われる食中毒多発
	12月	●「ふぐの衛生確保について」厚生省通達
昭和59年	6月	●辛子蓮根によるボツリヌス食中毒事件発生
昭和60年	4月	●TBTO問題について厚生省通達
	8月	●ジエチレングリコール混入輸入ワイン事件発生
昭和61年	6月	●生鮮野菜等に発色・漂白目的で添加物を使用することの禁止が通達される
	8月	●横浜市内でヒメエゾボラのテトラミンによる食中毒が発生
	10月	●「神奈川県ふぐ取扱及び販売条例」改正、届出による「ふぐ加工製品」の販売が可能になる
昭和63年	1月	●シンチレーションサーベイメーターによる放射能測定検査開始
		●EDB暫定規制値改正(パパイヤ、サヤインゲンに加えて、マンゴーにも輸入・移送時の残留を認めない)
	2月	●いわゆる「背曲がりブリ」について取扱規制(場内業者あて通知)
平成元年	1月	●輸入ナシフグによると思われる食中毒が散発、厚生省が監視・検査の強化を通達
	3月	●チリ産ブドウのシアノ混合事件発生
平成2年	4月	●米国で必須アミノ酸であるL-トリプトファン製造過程で不純物が混入したため利用者に健康障害が多発し、患者1500名、死者21名に達した
	10月	●井戸水を原因とする腸管出血性大腸菌による下痢症集団発生 ●洋菓子(ティラミス)によるサルモネラ食中毒事件散発
平成3年	8月	●千葉県と神奈川県でコレラ患者発生
平成4年	3月	●瀬戸内海及び三河湾産アサリが麻痺性貝毒で出荷自主規制
	4月	●広島産の生かきが麻痺性貝毒で出荷自主規制
	11月	●イマザリルが食品添加物として指定された
平成5年	2月	●ナシフグの輸入・販売が禁止された
	3月	●食肉製品規格基準改正
	4月	●中国産赤貝から麻痺性貝毒検出
	7月	●横浜市食品監視機動班発足
	9月	●農薬89種類の残留基準制定
	11月	●横浜市でオゴノリによる食中毒発生(死者1名)
平成6年	8月	●中国・韓国産生うにの多くから腸炎ビブリオを検出、8月中の入荷を自主規制 ●輸入赤貝から相次いで着色料を検出

平成7年	2月 5月 9月 10月	●米国産リンゴからTBZを検出 ●食品添加物規制の見直し、残留農薬基準値策定の推進、営業許可の見直し等、食品衛生法の大幅改正 ●国産・輸入ミネラルウォーターにプラスチック片などの異物混入 ●輸入農産物を中心に残留農薬検査を開始
平成8年	3月 5~12月 5月	●中国産原料うに及びそのうにを使用したうに加工品からホウ酸を検出 ●腸管出血性大腸菌O157による食中毒が全国的に発生し、感染者17,877名、健保患者1,475名、死者12名に達した ●乳類、一部の乳製品、食肉製品について総合衛生管理製造過程(HACCP)を経た製造の承認制度が始まる
平成9年	4月 5月 6月	●食品衛生検査施設における適正管理運営基準(GLP)が義務付けられる ●鮮魚への一酸化炭素の使用問題に対し、厚生省がマグロ、ブリ中の一酸化炭素の検査基準を通知 ●東京都でマレーシア産オイスター・ソースからボツリヌスA型菌検出 ●大型原油輸送船ダイヤモンドグレース号座礁による東京湾原油流出事故発生
平成10年	6月	●東京都と富山県でイクラ醤油漬を原因とするO157による食中毒事件発生
平成11年	4月 10月 11月	●いか乾製品を原因とするサルモネラ・オラニエンブルグによる食中毒事件が全国的に発生 ●茨城県東海村ウラン燃料加工施設で放射能漏れ事故が発生 ●容器包装に入れられた生食用かきに「採取海域」の表示が義務付けられた ●鶏卵に期限表示などの表示が義務付けられた
平成12年	2月 6~7月 7~8月	●横浜市の同一チェーン店でハンバーグステーキを原因とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が発生 ●雪印乳業(株)大阪工場で製造された低脂肪乳を原因とする黄色ブドウ球菌による食中毒が発生し、発症者は8府県で約6,500名に達した ●全国的に食品に関する苦情件数が前年度を大きく上回った
平成13年	4月 7月 9月 11月	●関東・東北地方で牛タタキ、ローストビーフを原因とする腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒が発生する ●生食用鮮魚介類等の規格基準が設定され、成分規格、保存基準等が施行される ●千葉県で国内初のBSE感染牛が発見される。翌月より全国で全頭検査を開始 ●西日本を中心に韓国産カキによる赤痢感染が多発し、輸入禁止となる
平成14年	5月 9月	●中国産冷凍ほうれん草による残留農薬違反が問題となる ●なし、リンゴ等の農産物に無登録農薬(カプタホール、シヘキサチン)が使用される
平成15年	5月 9月	●食品安全基本法の制定、食品衛生法の大改正が行われる ●本場マグロ低温卸売場が稼動開始する
平成16年	4月 6月	●横浜市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を開始する ●南部市場マグロ低温卸売場が稼動開始する
平成17年	7月	●本場冷凍・塩干低温売場が稼動開始する
平成18年	5月 8月 12月	●改正食品衛生法施行に伴いポジティブリスト制度スタート ●両市場検査所にガスクロマトグラフ質量分析計が導入される ●ノロウイルスによる食中毒が全国的に大発生する

平成19年	9月	●宮城県で生産された「いかの塩辛」により、腸炎ビブリオによる食中毒事件が全国で散発的に発生する(市内で発生した事件がことの発端となる)
	12月	●フグの不適切な取り扱いによる事故が多発したことから厚生労働省より指導強化の通知が出される
平成20年	1月	●中国産冷凍餃子から農薬メタミドホスが検出され、健康被害が発生する
	9月	●茨城県で除毒されていないフグを喫食したことによる死亡事件が発生する
	10月	●両市場検査所にリアルタイムPCR装置が導入される ●中国にて健康被害の原因であったメラミンが混入した食品が輸入される ●非食用に限定された事故米穀を、非食用であることを隠して転売していたことが発覚する ●中国産冷凍インゲンから農薬ジクロルボスが検出され、健康被害が発生する
	10月	●新型インフルエンザWHO 警戒水準フェーズ6 世界的流行(パンデミック)
平成21年	6月	●神奈川県食の安全・安心の確保推進条例施行(一部平成22年4月1日施行)
	7月	●賞味期限切れ冷凍うなぎ蒲焼きの賞味期限偽装事件が発覚する この冷凍うなぎ蒲焼きからマラカイトグリーンやロイコマラカイトグリーンが検出される
	10月	●宮崎県で牛の口蹄疫発生
平成22年	4月	●えび、かにのアレルギー表示義務化
	6月	
平成23年	3月	●東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の発生
	4月	●ユッケによる腸管出血性大腸菌食中毒事件が発生
	9月	●両市場検査所において食品中の放射性物質検査開始
	10月	●生食用食肉の規格基準が設定される
平成24年	4月	●食品中の放射性物質の基準値が設定される
	7月	●牛肝臓の生食用としての販売提供が禁止
	8月	●浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が発生
	10月	●両市場検査所において、ゲルマニウム半導体検出器を用いた放射性物質検査を開始
平成25年	10月	●大手ホテルやデパートの料理でメニューと異なる食材を使う虚偽表示問題が発覚
	12月	●冷凍食品から農薬マラチオンが検出され、健康被害が発生する ●和食がユネスコ無形文化遺産登録決定
平成26年	1月	●浜松市内の学校で給食のパンを原因とする大規模なノロウイルス食中毒が発生
	7月	●中国の食肉加工会社で期限切れ鶏肉等を日本へ供給していた問題が発生
	12月	●静岡市内で冷やしキュウリによる大規模な腸管出血性大腸菌 O157事件が発生 ●全国的に食品へ異物混入事件が相次ぎ、製造者側では自主回収対応等を実施
平成27年	3月	●南部市場食品衛生検査所が閉所し、本場食品衛生検査所と統合
	4月	●食品表示法施行
	6月	●豚の肉や内臓を生食用として販売提供することが禁止
平成28年	3月	●本場市場水産棟の低温化工事が完了
	8月	●神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例が一部改正され、「ふぐ加工製品」を業として取り扱う場合は、知事の認証を受けなくても届出のみで調理・加工等を認められることとなった
平成29年	2月	●学校給食で提供された刻みのりを原因とする大規模なノロウイルス食中毒が発生
	8月	●関東地方を中心に腸管出血性大腸菌O157 VT2による食中毒が発生
	9月	●新たな加工食品の原料原産地表示制度が始まる

平成30年	6月 9月 12月	●15年ぶりの食品衛生法改正(HACCPに沿った衛生管理の制度化など) ●26年ぶりに国内で豚熱(豚コレラ)発生 ●年間の最多食中毒発生原因がアニサキスの467件
令和元年	5月 9月 12月	●元号が令和に改められる ●南部市場に「賑わいエリア」が開業 ●中国湖北省武漢で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者が確認される
令和2年	2月 3月 4~5月 6月	●新型コロナウイルス感染症予防のため、年度末食品衛生責任者講習会を中止する ●南部市場「賑わいエリア」の所管を金沢福祉保健センターに移管 ●首都圏に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出される ●食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度の導入 ●HACCPに沿った衛生管理の実施(令和3年6月1日から完全実施)
令和3年	6月	●食品衛生法の改正に伴い再編された営業許可制度及び創設された営業届出制度が施行 ●魚介類行商等の神奈川県条例に基づく営業許可業種が廃止 ●HACCPに沿った衛生管理が完全実施。これに伴い、衛生規範を定める通知が廃止 ●食品衛生申請等システム(厚生労働省)の運用開始
令和4年	6月	●神奈川県「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)」に新たに「屋台型臨時営業」及び「簡易固定型臨時営業」の施設基準が設けられた
令和5年	5月 8月 11月	●新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」から「5類感染症」へ移行した ●旅館業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、食品衛生法による営業許可においても事業譲渡による地位の承継ができるようになった ●中央卸売市場本場市場にて4年ぶりに市場まつりが開催され、多くの市民の来場があった

「食品衛生検査所事業概要」

令和6年6月発行

横浜市中央卸売市場

本場食品衛生検査所

〒221-0054

横浜市神奈川区山内町1番地

TEL045(441)1153